

2. ムラの内部区分

(1) ニワバ

福生市は、旧福生村、旧熊川村の2ヶ村から成り立っている。旧熊川村は、幕藩体制期には天領、私領の村であった。当該地域の「南」は、天領であり、「内出」は私領となっていた。地理的に隣接した地域でもあり、又、行事（8月1日天王様）等も協力して、現在も行なっているような状態である。この南・内出に限らず、福生市に昔から住んでいる人々は、日常生活において、「ニワバ」という言葉を自然に使っている。「ニワバのツキアイだから手伝いに行く」とか「ニワバの仲間入りができる」という具合である。

では、この言葉は、いつ頃から使用されたのであろうか。南・内出の文書史料では、現在のところ、明治時代から、ということになる。しかし、実際は、もっと前から使われていたと思われる。内出地区の隣、鍋ヶ谷戸の野島家文書にその例がある。「安永2癸巳年8月 日」とある「神光佛言夢物語写」という史料である。

註(1)

馬喰ヶ谷戸天神社壱ヶ所、是ハ庭ばの氏神。上屋敷ニ神明社壱ヶ所、同庭ばの氏神、原ヶ谷戸ニ稻荷明神社壱ヶ所、同庭ばの氏神——略——（傍点 引用者）

ここに、見られる「馬喰ヶ谷戸」・「上屋敷」・「原ヶ谷戸」は、旧福生村の中に存在した小字であるが、南・内出があった旧熊川村の方でも「庭ば（ニワバ）」の言葉が使用されていたと考えてよかろう。尚、この「字」名は、『新編武藏風土記稿』にも見られるものであるが、南・内出のように各々が、ひとつの町会を成立させているような、広い範囲を示しているものではないことを指摘しておく。

内出地区的膳椀倉には、多くの史料が保管されている。その中の1点に、「若者貸附金利息取立扣」という史料がある。これは「明治23年2月初午 熊川村内出庭場中」とあり、これが同地区の「庭場」の初見である。それ以前の史料には、「内出組中」・「内出中」とあり、「庭場」と「組」が同様の意味に使われているのがわかる。明治23年以後の史料には、「庭場」の言葉が主流を占め、さもなければ「内出中」となっており「組」の表現は、見られない。

南地区については、史料採集が不完全な状態であり、今後、変更を余儀なくされるであろうが、現在の時点では「大正15年 共有道具調帳 南庭場中」という史料が最も古いものである。

註(2)
註(3)

註(4)

さて、「ニワバ」というのは、南・内出の両地域において、どのように使用されているのであろうか。熟語に近いものとして、「ニワバヅキアイ」・「ニワバイリ」・「ニワバの年番」等が存在する。「ニワバヅキアイ」というのは、ニワバの交際ということである。葬式の際の穴番（穴掘り）は、ニワバの仕事であり、喪家の属するクミアイ以外の人が担当することになっている。南の千手院に保管してある穴番帳（山番、メド番）によれば、各組の代表者が1名宛てて、穴掘り（現在は柩担ぎ）をすることになっている。この他、葬式の時には、会葬者として、ニワバの者は出席している等々である。

「ニワバイリ」というのは、各家の長男やシンヤに出た者等が仲間入りの挨拶をすることである。正月7日の七草の席で、仲間入りを認められた者が酒一升持参して、仲間入りするのである。長男誕生の時等にも名前を紹介されるので「名ビロメ」とも言っている。又、この日は1年のニワバの総会でもあり、行事の相談、役員の交替等が行なわれ、「ウタイゾメ」とも言っている。「ニワバイリ」と言うのは、一般に使われる「村入り」と同じ意味を持っているのである。

「ニワバの年番」というのは、南地区においては、「稻荷講の年番」以外の年番を指している。「ムラの年番」ともいっている。内出地域においては、「熊川神社の年番」（旧熊川村の鎮守）・「稻荷講の年番」と「ニワバの年番」の3種類が存在している。そして、南地域と同じように「ニワバの年番」を「ムラの年番」ともいっている。

この他、ニワバとの関係が深いものに、「稻荷講」と「膳椀倉」がある。稻荷講は、ニワバの中でも「ホンコ」と呼ばれる家によって構成されている。「ホンコ」というのは、1軒前の交際をしている家のことである。昔は、ニワバのツキアイをしている家は、全て稻荷講に入っていた、とのことである。稻荷講の加入には、「棒入れ金」を出すか、膳椀倉の「道具」を寄附することが条件となっている。南地域などでは、昭和37年以降「47軒」に固定されている。

『福生町誌』所収の昭和35年国勢調査資料によれば、南の世帯数は「72」となっている。又、南の千手院に保管されている穴番帳には、昭和39年～40年頃の人員として、50名が記載されている。南全体が「72」、ニワバが「50」、ホンコが「47」という図式が成立しそうである。膳椀倉は、その地域の財産であり、「ムラの共有財産」・「稻荷講の財産」・「ニワバの財産」ともいわれている。

ニワバには、「南ニワバ」・「内出ニワバ」というように「地理的空間」を主として、示す場合がある。この場合、ニワバは「ムラ」あるいは「部落」とも重なり、「町会」とも重なる方向に広がる可能性も示している。又、実際の調査の中では、同じもの、として古老達から聞

くこともあるのである。ニワバに必要な「加入手続」・「ツキアイ」等々のイメージが、ほとんどなく、単なる区分としての「ニワバ」しか存在していないのである。

それに対して、「ニワバイリ」・「ニワバヅキアイ」等々は、ニワバがひとつの体系を持つ組織であることを示している。単に地理的に区分されただけで、全戸が加入している、という「町会」等と異なり、「加入手続」、一定の「ツキアイ」がニワバには、必要なのである。ニワバの交際は、「クミアイ」のツキアイも規定し、ニワバの年番も稻荷講の年番も規定するものになっている。

(2) ニワバとムラの変化

『新編武蔵風土記稿』には、熊川村について次のようにある。

熊川村 熊川村は、郡の中程にあって拝島領に属す。或瀧山領福生郷とも称す。拝島村の隣
村なれば是今に従ふ、庄名は失へり、往昔より御領私領入会の村にて、今小野田三
郎右衛門信利御代官所の外、田澤久左衛門某、長塩長五郎某兩人世々の采地なり
—— 略 ——

この資料にある御領が「南」地域であり、私領が「内出」地域となっているのである。御領
は、この他、「牛浜」地域が属しており、私領には「鍋ヶ谷戸」が属しているのである。私領
は、旗本領であり、内出は「田澤」支配、鍋ヶ谷戸は「長塩」支配とされている。天領、私領
入会の三給支配となっていたのが、旧熊川村の姿であった。

軒数について、『新編武蔵風土記稿』では、熊川村全体で「百三十四軒」となっている。嘉
永6年の「惣代願書扣」によれば、^{註(5)} 村中総連印の人数として、惣(総)代等も含めて「127」名
が載せられている。その内訳は、年寄、四郎右衛門以下「49」名、年寄、仙吉以下「37」名、
組頭、文右衛門以下「38」名、その他、「3」名の名主が各々に1名宛、割り当てられている。
これを、地域単位に分けてみると、どのようになるのであろうか。

この史料によれば、天領は天領でまとめて記載されているようで、年寄、四郎右衛門以下「
49」名は、南、牛浜地域の人数と思われる。南の地域については、『熊川村誌稿』等々の史料
により幕末から明治にかけて、およそ、「30」名(軒)程と考えられる。(後述)。それに対し
牛浜地域の史料は乏しく、この時期の史料としては、明治期に神奈川県に提出した「入費
^{註(6)} 出金内訳」という史料があるのみであるが、それによれば、「牛浜組」として「16名」が載せ
られている。数値としては、この付近のものを採用しておきたい。

次の年寄、仙吉以下は、内出地域のものであり、組頭、文右衛門以下は、鍋ヶ谷戸地域のもの
である。各地域の当時の戸数をまとめると次のようになる。

熊川村 (127戸)	南	(30~34) 戸
	牛浜	(16~20) 戸
	内出	(38) 戸
	鍋ヶ谷戸	(39) 戸

これ以後の南地域の史料を中心にまとめたものが表8である。

表8 南地域の変化

年 代	数 量	出 典 他	備 考
嘉永6年	〈30～34〉	「惣代願書扣」(『熊川村下草花村地境一件史料集』)	
明治6年	31	「熊川村調」	
〃21年	29	『熊川村誌稿』(福生市郷土研究誌第2号)	稻荷神社氏子数
〃24年	24	撰舉人名簿	
明治末～大正	37	『撰舉人名簿』 昭和52年の調査資料。話者は明治25年生れIさん	稻荷講、講員数
昭和19年～ 〃29年	42	『稻荷講入用帳』(石川家文書)	〃
昭和30年～ 〃36年	46	〃 (〃)	〃
昭和37年～ 〃57年	47	〃 (〃)	〃

明治6年の「熊川村調」というのは、寺檀関係を中心に記録したものであり、「31」の中には南にある千手院の住職も加わっている。ちなみに南地域の大半が千手院檀家であり、わずかに石川家ののみが立川にある普済寺の檀家となっている。

『熊川村誌稿』にある「29」は、南の氏神でもある稻荷神社の氏子戸数である。ここで興味深いのは、氏子戸数が南全体の戸数ではない、と思われることである。これ以後の史料も同じような性格であると思われる。確実な史料では、昭和35年の南の世帯数は、「72」となって註(7)いるが、『稻荷講入用帳』における講員は「46」となっているのである。「26」が講員ではない、ということになる。前述のホンコ、ニワバ等々の違いが見られるようである。南地域に限らないが、伝統的な交際を維持している人々の数は、現在も昔もそれ程差がないようである。

内出地域の変化について、まとめたものが表9である。内出地域は、南地域と多少、異なり明治期に稻荷講の講員と講員以外の人々との違いが、顕著であったようである。

表9 内出地域の変化

年 代	数 量	出 典 他	備 考
嘉永 6 年	38	「惣代願書扣」(『熊川村下草花村地境一件史料集』)	
安政 5 年	41	「宗門人別書上帳」(内出家文書)	
明治元年	42	「村方明細書上帳扣」(内出家文書)	
〃 3 年	48	「郡中制法五人組帳」(内出家文書)	
〃 6 年	25	「熊川村調」	
〃 14 年	25	「村金貸付利足取立簿」(内出稻荷講史料)	
〃 21 年	40	『熊川村誌稿』	神明宮氏子数
〃 25 年	32	『撰舉人名簿』	
〃 29 年	30	「若者金利足取立簿」(内出稻荷講史料)	
明治 4 年頃 ↓ 明治 26 年頃	40	「入費出金内訳」	神奈川県庁提出した 書類
昭和 53 年	44	「内出稻荷講中人名簿一覧」(内出稻荷講史料)	稻荷講 講員数

その理由は定かでないが、稻荷講等への加入手続等を考慮すると、内出地域には他所から來た者が南地域に比べ多かったからであろうか。加入手続等が必要な稻荷講関係の史料と手続きが必要でない人別帳類の史料との違いでもある。南地域のように本・分家関係がムラの中に多くなかったこと、なども理由になろうか。ムラの形態が南と内出では、多少、異なっているようである。

安政 5 年の「宗門人別書上帳」には、内出地域の檀家が書かれているが、それによれば、「真福寺檀家19軒」・「福生院檀家13軒」・「千手院檀家 6 軒」・「円通寺檀家 2 軒」・「法清寺檀家 1 軒」とある。この檀家構成にも、南と内出との違いが現われているようである。真福寺は、地元内出に存在している寺であり、福生院は隣の鍋ヶ谷戸にあり、千手院は南のそれである。円通寺は、八王子市の高月にあり、法清寺は、秋川市的小川にある。いずれにしても、それ程遠い距離ではないが、40軒程の地域に 5 ヶ寺の檀家寺が存在しているのは、稀有な状況であろう。これは、内出というムラの発生にも関係しているように思われる。円通寺、法清寺の檀家の人々は、出身と関係している。千手院の檀家となっている人々は、大なり小なり南地域の人々と関係があるようである。ある場合には、親戚であったり地親類であったり、分家であ

ったりしている。福生院檀家の13軒は、現在の人々と結び付かない所が多いので断言できないが、野島姓が多いことは確かである。福生院のある鍋ヶ谷戸に野島姓が多いことと無関係ではなかろう。最後に残った真福寺檀家の19軒には、野島姓、石川姓、高木姓等々の内出の古い家と言われる家が入っているのである。その中の石川姓の1軒は、中世の古文書を伝えており、石川姓の最も古い家と言われている。それ故に図式的には、真福寺檀家の人々を中心にムラの開拓が行なわれた、と考えられるが定かではない。寺を宗派的にみると、次のようになる。

真言宗 真福寺

臨済宗 福生院 千手院

天台宗 円通寺

日蓮宗 法清寺

このような状況を作り出した原因のひとつに、修験の存在が考えられる。南地域については史料が乏しいので明らかではないが、内出地域には、近世は修験だったという家が数軒存在している。真言宗寺院である真福寺は、修験を統轄する立場にあったと思われるが、「宗門人別書上帳」にある修験も、真福寺檀家となっているのである。加持・祈禱が主になって、葬式に力を注ぐ仏教の他宗派と異なる傾向があったのであろう。現在の真福寺にも加持・祈禱の名残りが、行事等に見られるのである。内出地域には、真福寺が管理している共同墓地があるが、そこに、色々な檀家の人々が納められている。

明治3年の「郡中制法五人組帳」には、「48」名記されているが、それには、「5」名ほど「○○跡」という記載がある。所謂、「ツブレ」を相続したことを示しているのであるが、幕末～明治の初めにかけて、「ツブレ」と称する現象が多かったようである。それを示しているのが、明治21年の『熊川村誌稿』であり、明治4年頃～26年頃にかけて出された「入費出金内訳」であろう。共に「40」名であり「郡中制法五人組帳」の「48」名と比較すれば答が出てくるであろう。ここで、注目したいのは、「ツブレ相続」の書類上の形式である。「郡中制法五人組帳」には、「○○跡」としか記されていない。それは、相続する者の名は見えないのであるが「明治30年8月 真福寺檀家戸籍簿」によれば、次のようになっているのである。

註(9)

平 実父当村平民石川○○○○

民 石川市五郎遺跡

農 石川文作

これは、石川文作氏が石川市五郎の遺跡を継いだことを示しているものである。さらに、興味深いのは、墓地をも継いでいることである。現在、同家の墓石には、「屋敷先祖○○ 享保元年没」とある。聞書では、石川文作から3代目、との答が返ってくる。内出地域あるいは、

南地域などにおいて分家を出す、ということが難しいと耳にするが、このツブレを相続する方法が残されていたのであろう。形式としては、夫婦で相続する形で、ツブレに入っているのである。現在、聞書でわかっている範囲では、5軒、内出地域には存在している。おそらく、詳細に調査すれば、もっと増えるのではなかろうか。このツブレを相続する場合、その家の姓を名乗る必要はないようで、新しく姓を考えて名乗ることが可能だったようである。H家は、妻側の姓と内出にない姓の1字宛取って、新しく作ったとされている。

幕末から明治にかけて、家の崩壊と人口減少が内出地域に見られたのである。その過程の中で、現在も続いている、クミアイ、ニワバのクミが決められたようである。「郡中制法五人組」には、ほぼ現在と同じ家がクミのメンバーとして名を連ねているが、その中の某「組」が全て抜け落ちているのである。おそらく、この後に改めてクミの編成が行なわれたのであろう。

既述のように『熊川村誌稿』・「入費出金内訳」には、「40」名、記載されている。この数は古者に聞く、昔のニワバの数とほぼ同じである。明治25年頃から、人数とメンバーが決められ今日に至っているのである。もちろん、その後も移転や諸事情（掟と制裁、参照）によりメンバーから抜けた人もいるが、その基本は、変わっていないようである。（後述）この時期と「ニワバ」の項で引用した明治23年の「若者貸附金利息取立扣」の「庭場初見」と重なってくるように思われる。メンバーが固定してから、ニワバという言葉が使われだしたように思われる。

(3) クミアイと町内会

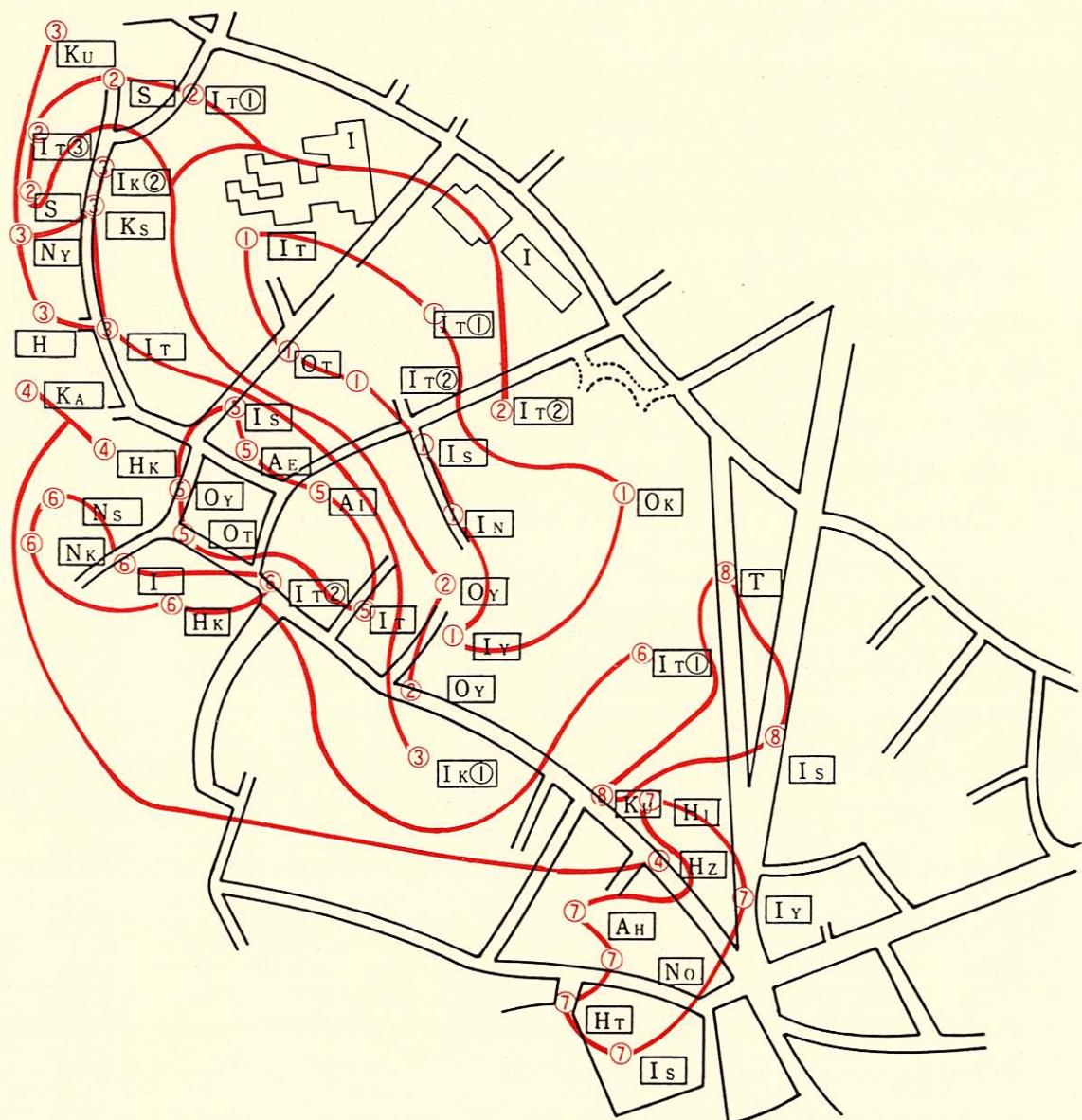
南・内出地域は、ひとつの集団的まとまりとして、ニワバがある。そして、それを区分するものとして、クミが存在している。ここでいう「クミ」は、現在、町内会（自治会）でのそれとは、異なっている。「モトックミ」・「モトックミアイ」・「旧クミアイ」という場合の「クミ」のことである。

南地域において、「クミ」は、8組、具体的に示したものが、表10・図9である。

表10 南地域のクミ

1組 I K		Ks		7組 H I	6組 H K の分家
I T①	同組 I K の分家	H	(千手院)	H T	
T T②	3組 I K①の分家	N Y		I Y	5組 I S の分家
I S	3組 I K①の分家	4組 K E		I S	
I N	同組 I T②の分家	H K		A H	5組 A I の分家
I Y		H Z		O	
O K	同組 O T の分家				
O T		5組 I S		8組 K S	3組 K U の分家
2組 I T①		I T		I S	5組 I S の分家
I T②	同組 I T①の分家	O T	同組 O Y の分家	T	
I T③		O Y			
S		A I			
S		A E			
O Y①					
O Y②	同組 O Y①の分家	6組 I T①	3組 I K①の分家		
		I T②			
3組 I T		N K	同組 N S の分家		
I K①		N S			
I K②		I Y			
K U	同組 K S の分家	H K			

図9 南地域のクミ



これは、現在も継続されている「クミアイ」の実際である。この表の「クミ」の内、7組、8組は新しい部類に属している。南の地域は、オキガタ・7軒、ナカガタ・20軒、そして、弟株の人がいる、ハラガタが残りで、最も多いとされているのである。ハラガタは、弟株、つまりは、シンヤに出た家ということである。7組、8組は、このハラガタに属している。7組が成立したのは、明治の頃で、3代目、4代目という家が多い。8組は、つい最近の分家で、稻荷講加入年も昭和30年代（共有財産、参照）という状況である。これら、比較的新しいクミは別にして、他のクミをみると本・分家関係で同じクミを構成しようとしているのがわかる。そして、そのクミが単位となって、「稻荷講の年番」を担当し、葬式その他を手伝ったりしているのである。これらの具体的な活動は、南と内出も大差ないので、まとめて報告することにして、興味深いのは、「千手院」が、クミあるいはクミアイの仲間とされていることである。稻荷講の名簿にも名を連ねているのである。これは、布教の為、あるいは檀家把握の手段としてということではなく、仏教が地元の生活と密着した結果のように思われる。この点、明治40年頃から無住となった内出の真福寺と異なっている。

内出地域も南地域と同じように8組存在している。ここには、幕末から明治にかけての史料が多く残されている。それらの史料をもとに作製したものが、表11・図10である。この表、あるいは明治3年の「郡中制法五人組帳」からもわかるように、その基本は、江戸時代の5人組制度である。名称にも、ゴチョウ（伍長）というのが残っている。これは、一般には、クミチョウ（隣組長）と呼ばれるものである。この内出地域においても、南地域ほどではないにしろ、本・分家関係がクミの構成に影響されているのがわかる。

南・内出において、クミアイは、親類の次に大切にする、という。あるいは、親類以上、ともいう。昔からの人を中心に、お互いに手伝いをしている組織で、何かあれば、一番にクミアイに知らせる（相談する）からである、という。クミアイのツキアイは、一生、続く、という。現在、町内会（自治会）にも組があり、そのツキアイとクミアイのツキアイがある。両方では大変なので、クミアイのツキアイは止めよう、という話もあるが、「先祖代々のツキアイだから」と、今もって続いている状態である。内出地域などでは、クミによっては、2軒抜けて3軒だけになったところもあるが、そのまま、クミアイツキアイは継続されているのである。昔は、結婚式にしても葬式等にしても手数がかかり、又、日数もかかるという状態だったが、それらが時代と共に簡単になったことも、クミアイツキアイを継続させている理由であろう。

さて、南、内出における「クミアイツキアイ」には、多くのものが含まれている。一般には冠婚葬祭には、夫婦で手伝う、あるいは、祝儀、不祝儀に手伝ってくれる、ということである

表11 内出地域のクミ

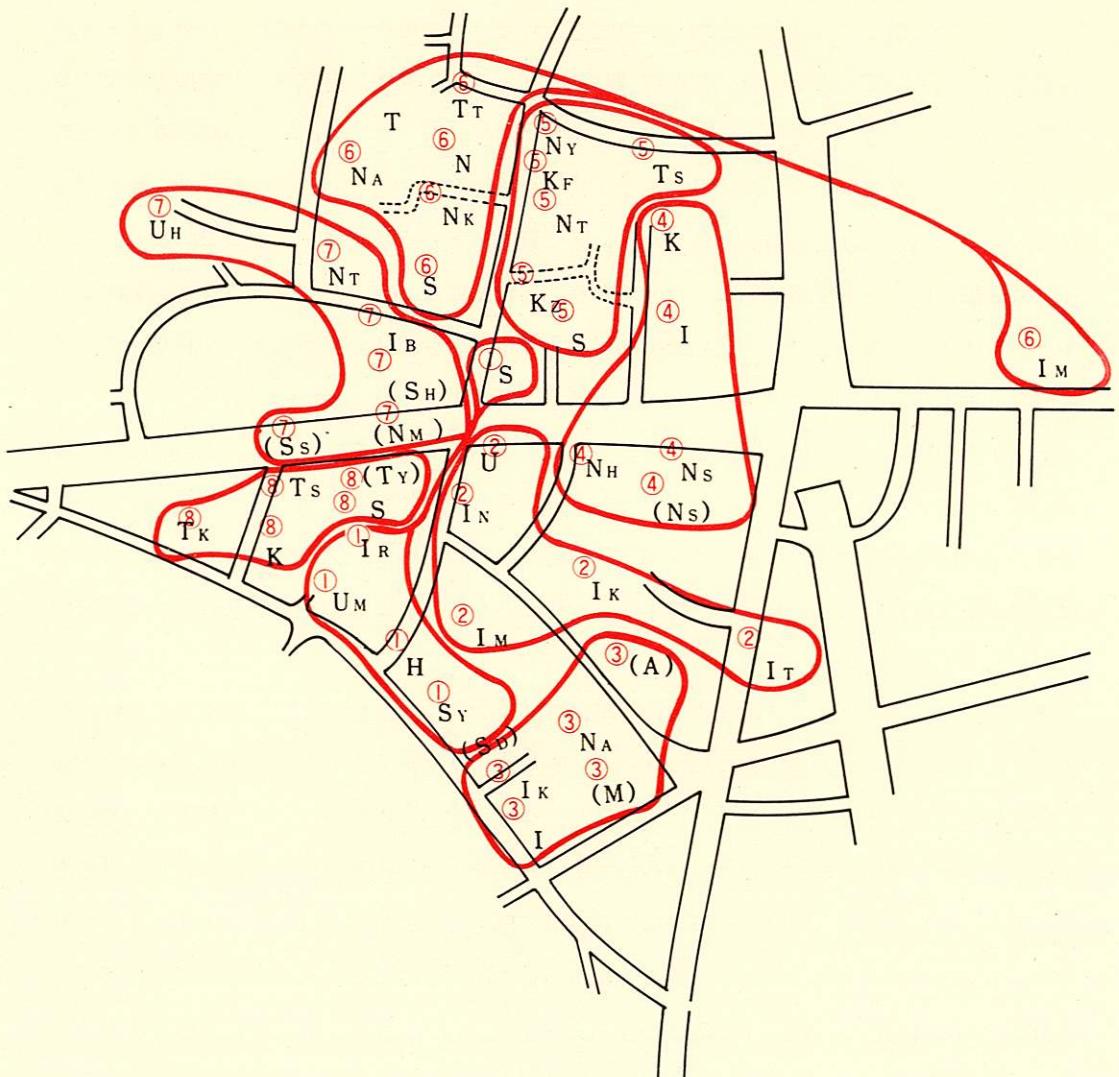
	明治25年	明治14年	年不詳	明治3年	安政5年	年不詳	嘉永6年	備考
1組 U _M								7組U _H の分家 2代目
I _R	森蔵	森蔵	金蔵	金蔵	金蔵	長次郎	長次郎	
H	弥十郎	弥十郎	弥十郎	弥十郎	半次郎			ツブレを相続するH姓の3代目
S _Y	倉之助	倉之助	倉之助	美之吉	美之吉	条八	久米八	
S	松五郎							
(S _D)	伝兵衛		伝兵衛	伝兵衛	伝兵衛		伝兵衛	ツブレ
2組 I _M	勘六	勘六		勘六	年寄仙吉	仙吉	年寄仙吉	
I _N			新蔵	新蔵	新蔵	新蔵	新蔵	
I _K	茂一郎	茂一郎	勘次郎	勘次郎	勘次郎	勘兵衛	勘次郎	同組I _M の分家の8代目
U	作二郎	作二郎	又兵衛	又兵衛	又兵衛	又兵衛	又兵衛	
I _T								同組I _M の分家の3代目
3組 I _K								稻荷講明治33年加入
I								明治30年8月の「真福寺檀家戸籍等」に寄留人大工職とあり
N _A	七之助	七之助	七之助		軍次郎(カ)	軍次郎(カ)	軍次郎(カ)	創価学会に入会
(A)								
(M)								拝島に移転
4組 N _S	紋蔵		栄蔵	栄蔵	徳左衛門	徳左衛門	徳左衛門	
N _H	萬吉		萬吉	萬吉				
I _T	角左エ門		角左エ門	角左エ門				
K _Z	長蔵	長蔵	長蔵	長左衛門	弥五蔵	弥五蔵	弥五蔵	
(N _S)			庄太郎	庄太郎	庄太郎	庄太郎	庄太郎	ハラグチ大尽という 移転
5組 S _M	次郎吉	次郎吉	源五郎	源五郎	源五郎		源五郎	
K _Z	秀蔵		秀蔵					
N _Y		弥五郎	利兵衛	利兵衛				
K _F								同組K _Z の分家

	明治25年	明治14年	年不詳	明治3年	安政5年	年不詳	嘉永6年	備考
5組 Ts N _T	音吉 久二郎		惣右衛門 久二郎	惣右衛門 久治郎	藤四郎 組頭 忠右衛門	惣右衛門 忠右衛門	藤四郎 百姓代 忠右衛門	8組Tsの大正時代分家
6組 T _T N N _A N _K S I _M (T)		愛之助 半平 定次郎	杢之助 半平 定二郎		龍海 半平 半兵衛 平六	龍藏院 勇吉 半平 半兵衛 平六	龍藏院 勇吉 半兵衛 半藏	8組Tsの大正時代分家 昭和初期に転入 ツブレ
7組 N _M I _B N _T U _H (S _S) (S _H)	才二郎 文作 茂二郎 周藏 長作 継之助	惣助	惣助 幾次郎 重右衛門 權左衛門	惣助 茂二郎 名主 三郎左衛門 重右衛門 權左衛門	百姓代 惣助 ひさ 名主 三郎左衛門 重右衛門 梅太郎	惣助 三郎左衛門 十右衛門 梅太郎	組頭 惣助 三郎左衛門 重右衛門 梅太郎	2組IMの分家3代目
8組 Ts T K S (Ty)	力二郎 富蔵 浪吉 峯吉 金太郎	茂十郎	茂十郎	茂十郎	茂十郎	富右衛門	富右衛門	同組だった(Ty)の分家
不明人數	1	6	3	18	12	15	16	

註 表の()内の家は、移転その他によりクミアイのツキアイをしていない。

註 嘉永6年の史料は、「惣代願書扣」、年不詳の史料は、内出家文書の1点地割の図面より、安政5年の史料は、「宗門人別帳」(内出家文書)、明治3年の史料は、「郡中制法五人組帳」(内出家文書)、年不詳の史料は、内出の石川元八家文書「鎮守祭礼入用」、明治14年の史料は、「村金貸附利足取立簿」(内出稻荷講史料)、明治25年の史料は、「撰舉人名簿」より各々引用。

図10 内出地域のクミ



が、それを具体的に述べると、以下のようになろう。

冠婚葬祭、祝儀、不祝儀という内容を便宜上、分類してみると次のようになる。

- ①結婚式 ②子供の祝い ③葬式 ④見舞い ⑤普請 ⑥年始

① 「結婚式」の中には、多くの内容を含ませている。結納等の式の前段階をも含ませているが、クミアイの仕事は、ここから始まっている。仲人、親戚代表等と、オトモとして行くのがクミアイの仕事である。目録、進物、その他を入れたハサミ箱をかついで行くのが、オトモの役割である。そして、式の当日、花嫁(花聟)は、クミアイの家を1軒宛回り、挨拶を行なうのが普通になっている。その後、婚家に来ると「トンボマタギ」をするが、この時、麦ワラを持っているのが、クミアイの人の役目である。式になると、クミアイの人々は、設けられた席に座る。クミアイの人は、結婚式には一番良い席に着く、という。これが、主に男の役目とすれば、女の役目は、台所仕事を手伝うことである。結婚式には、必ず出される、ウドンを作るのが、クミアイの仕事、という。式当日の宴が終了すると、台所にいて手伝ってくれた、クミアイや隣、近所の人を婚家の側がもてなしている。(アトザシキ)

註10

② 子供の祝いとしては、男女7才の時のオビトキ(7つの祝い)がある。この時には、飯台に紅白の餅を入れ、クミアイやお祝いをもらった家にお返しとして配っている。リヤカーに盛装させた子供を乗せ、子供を見せながら、餅配りをしたという。クミアイの家では、お互いに子供が生まれた時には、お祝いを持って行ったという。一般には、初宮参りと7つのお祝いの時に、クミアイの者は、お祝いを持って行くという。

③ 葬式関係でのクミアイの仕事には、男には、トズケ、ヒトに行く、と表現する飛脚がある。2人1組になって、喪家の親類へ葬式の日時を知らせに行くのである。知らせを受けた家では、酒を出し、オシノギを出してもてなした。今は、電話で行なっている。葬儀屋、死亡届等の手配もクミアイの者が主になってやってくれる。その他、天蓋、旗等を作るのも仕事である。女の仕事は結婚式と同じく台所仕事であるが、男も葬式の場合にはウドン作りをやったりしている。この葬式には、ニワバの者も会葬者として出席している。又、穴掘り(南の帳面では山番とある)には、ニワバの中の者、全戸が穴番になっており、葬式毎に5名あるいは6名が当番となっている。南地域には、戦前からの「山番帳」があり、それによると、各クミアイの中から1名宛代表で出席しているのがわかる。聞書では、昔は7組だったので、喪家の属する組を除いた各組1名宛の6名が穴番で、穴掘りが終了すると、1名が所謂、穴の番として残り4名は棺をかつぎ、1人は六道(前の穴番がやるともいう)を持つ、という。又、棺には六尺(木綿)が巻かれているので、それを穴番の6人で分けフンドシにした、ともいう。内出地

域には、帳面も残されていないが、5名だった、という。戦前までは、右回りに5名宛、カタオシに当てられ、反対に、左回りに稻荷講の年番が5名宛、これも、カタオシに当てられた、という。

葬式が終了してダンバライの時には、クミアイが寄って念仏を唱えている。南地域は千手院に「山番帳」を預けているが、それには、この時、唱える念仏が書かれている。構成は「ふたあけ」（1回）、「13佛」（13回）、「ふた」（1回）となっている。念仏が終わると、お茶とお菓子が出されて終了となる。

④ 見舞い、というのは、病気や事故等により入院した場合に行なわれる。クミアイの者が集まって相談し、日時や人数を決めて見舞いに行く。全快あるいは退院した時には、お返しをクミアイの者にする。

⑤ 普請 昔は屋根葺き仕事は、大仕事であり、クミアイの者が出て手伝ってくれた。あるいは、新たに建直しをした場合、新築等も同様である。（「住」参照）

⑥ 年始 正月には、寺や神社に年始に行った後にクミアイに挨拶を行っている。村年始は正月7日のウタイゾメに代行している。

以上が、「クミアイヅキアイ」の実際の姿であるが、南地域と内出地域には、多少の違いが存在している。既述のように、それは、「葬式」関係のツキアイに見い出されるが、もう少し深く追求してみたい。「ニワバ」の項に載せた「表8 南地域の変化」によれば、「昭和37年～57年」における稻荷講の講員数は、「47」となっている。それは、ここで載せた「表10 南地域のクミ」の人数と同じである。これに対し千手院保管の「山番帳」には、「50」名と載っているのである。「表8」の講員数には、千手院住職がかかわっており、「山番帳」には当然ながら千手院住職が加わっていないことからすれば、4名の者が、稻荷講講員ではないにもかかわらず、「山番帳」に名を連ねていることになっているのである。その4名の内、2名は「39年5月25日」の穴番であったことが、同帳より確認されている。そして、両名共、それ以前には、1回だけ担当している。残りの1名は、年月日不明の時に1回だけ担当しておりもう1名は、名前だけ記されているのである。これら、4名が属したとされている、クミアイは特に存在していない。年代的に葬送儀礼に変化があった時期で、クミアイから1名宛というのは、「42年1月10日」で終了している。これ以後、火葬の故もあって2名になっているのである。

これらの「クミ」に対して、町内会（自治会）の組もあり、簡単に活動内容を記しておく。地元の古老は、この町内会の組を「回覧板」の組と称している。実際の活動は、もっと多いのであるが、意識的には、このようであろう。

内容を列挙すると次のようになる。

①夏祭り（8月1日） ②会葬 ③消毒 ④回覧板 ⑤総会

① 夏祭りは、8月の天王様の祭りのことで、町会役員と当番が出ている。これは、南・内出が共にお祭りしているものである。

② 会葬は、昔のニワバの会葬が狭くなつたもので、組員の家に死者が出ると他の組員が会葬することになっている。

③ 消毒は、主に夏の仕事で蚊の発生する前などに行なわれている。これは、理事以上の役員（町会長・副会長・会計・理事等々）が出て行なわれている。

④ 回覧板は、町会に属している家、全戸を対象としている。

⑤ 総会は、組長以上の出席で行なわれ、南地域は29組、内出地域は42組（現在は欠組あり）あり、大きな会になっている。

この町内会にも年代的変遷があり、内出地域の昭和36年頃の総会は、真福寺を使い全戸参加であった。この頃は、70戸程、内出にはあったのである。

町会費は、現在、一律 150円集めている。昔からの人々を中心としたクミアイのツキアイと地域全体を含む町内会のツキアイは、基本的には異なっているものであろうが、実際には、そのようになっていない。それは、町内会の組の編成が、昔のクミを全く壊してしまうようになつてないからである。クミの編成は、本・分家関係と地理的関係から成立しているのであるが、それと、回覧板を回す場合の地域的関係とが、部分的に一致したのである。それらの編成方法と同時に、町内会といつても、その実、中の役員は、昔からのクミで活躍していた人々が占めていることも理由になろう。又、活動内容が、③消毒、④回覧板を抜けば、昔のそれと同じなのである。

(4) タチイリ

ニワバの中においては、クミアイのツキアイが重要であるが、それら、クミアイの補助的段割を果すものとして「タチイリ」と呼ばれる組織がある。タチイリの内容をあげると次のようになる。

- ① 結婚式の時、トナリグミ（クミアイ）と同じように手伝うが、必ずとは限らない。
- ② 葬式の時には、クミアイ（トナリグミ）と同じように手伝う。「タチイリで手伝う」等といふ
- ③ 病人が出た時に手伝いをする。
- ④ 家の新築などにも手伝っている。

以上が主な内容であるが、これは、クミアイが持っている機能とほぼ同じである。一般には祝儀・不祝儀の時に呼ぶ。クミアイを呼ぶ時に呼ぶ、と言われている。又、トナリグミ（クミアイ）で人手が不足した時に手伝ってもらう、とも言う。クミアイの補助的組織として生まれたものが、タチイリ、ということであろう。しかし、全戸に存在しているわけではない。南地域、内出地域の古老には、タチイリの意味がわからない、あるいは、言葉そのものを知らないという人もいる。冠婚葬祭、祝儀・不祝儀にも手伝ってくれるのに、クミアイがあり親類があり、地親類があり、さらに、タチイリという具合なので、「タチイリ」までは必要ないということであろうか。戦後、タチイリをやめた、あるいは、以前は同じクミアイだったが引越しして別のクミになったので、タチイリになった、という家もある。内出地域の内出家文書には、多くの史料が残されているが、その中の1点に明治43年の「仮契約書」がある。これは、結婚の仲人をする者同志が契約を交したものであるが、嫁側の仲人の隣に「立入人」の名が載せられている。

明治四十参年

西多摩郡

参月廿八日

西多摩村字羽村

契約者 河辺政蔵

同郡熊川村

立入人 島田次郎吉

西多摩郡熊川村

内出猪十郎殿

タチイリの軒数は、家により異なっている。1軒もない家から、多い家では4軒もある家がある。タチイリ同志は、対等な立場であるという。所謂、近所ヅキアイと同じものである。

(『福生市の民俗 一生業・諸職』参照)

(5) 井戸組

これは、現在では、全く機能していない組織であるが、井戸が中心であった頃には、大きな組織でもあった。その範囲は、家毎に異なっており、経済状態の他には、地理的関係が大きなウエートを占めている。個人の家で持つており、それを近隣数軒が借りているというパターンと共同井戸（モヤイ井戸）を共同で使っている、という2パターンが存在している。この井戸で使う繩を作る作業があり、正月17日に行なわれていた。この日は、山の神の日でもあった。井戸の清掃や繩ないが終了すると当番の家で飲食した、という。内出地域の共同井戸である原井戸には、井戸番帳が残されており、明治時代からの利用者がわかっている。（「住」参照）

- 註 (1) 『福生市郷土資料室年報』 III所収
- (2) 『福生市の民俗 一生涯・諸職一』 「内出の膳椀倉」 参照
- (3) 同上、「中福生膳椀倉所蔵文書目録」によれば、明治時代の文書名は、「春日待諸掛帳」が主であったものが、大正9年から昭和23年迄「庭場総会諸掛」等に変ってきているのである。尚、中福生は、旧福生村に属している地域である。
- (4) 石川家文書
- (5) 『熊川村下草花村地境一件史料集』 福生古文書研究第1号
- (6) 「福生市の歴史」（『多摩の歴史』 4所収）によれば、明治4年の廢藩置県により神奈川県に属し、明治26年に東京府に編入されている。この史料の正確な年月は不明であるが、明治4年～26年の間のものであることは確かである。
尚、この史料は玉川上水の工事関係で、南組は、わずか6名が名を連ねているのみである。
- (7) 『福生町誌』 所収、昭和35年度国勢調査
- (8) 註(7)同
- (9) 内出家文書
- (10) この中には、地親類やタチイリ等も含まれている。
- (11) この穴番の仕事を、コウチュウの仕事ともいう。クミアイの仕事とコウチュウの仕事が対になっているのである。